

令和7年度子どもアドボカシー実践講座 開催要項

主催：山口県・一般社団法人山口県社会福祉士会

1 目的

本実践講座は、「子どもアドボカシー基礎講座」を修了された方で、さらに子どもアドボカシーの基本的な理念や実践的な技術を学び、山口県内で子どもアドボケイト（意見表明等支援員）として活動できる人材養成を目指します。また、すでに県内で活動されている子どもアドボケイトのスキルアップを図ることを目的に開催します。

2 日程・会場・定員

日 程	令和7年10月18日（土）、19日（日）
会 場	山口県教育会館 1階 第5研修室 (〒753-0072 山口県山口市大手町2-18)

3 研修プログラム

別紙1「令和7年度子どもアドボカシー実践講座 プログラム」とおり

4 受講対象者

子どもアドボカシー学会・山口県・山口県社会福祉士会主催による「子どもアドボカシー基礎講座」を修了した方のうち、次の事項のいずれかに該当される方。

- (1) 独立アドボケイトとしての専門的な対応を学びたい方
- (2) 山口県内でアドボケイトとして活動したい方（注1）

※（注1）**別紙2**登録要件・確認事項をご確認ください。

5 受講申込方法

掲載している二次元コードもしくはURLから、申込フォームにアクセスし、必要事項を入力し、お申し込みをお願いします。

【申込フォーム URL】<https://ws.formzu.net/dist/S60496053/>

※本実践講座の運営と山口県内の子どもアドボカシー活動に関する
案内に活用しますのであらかじめご了承ください。



6 受講申込締切

令和7年9月19日（金）12時まで

7 受講決定の方法及び受講に関する連絡方法

開催の有無、受講可否など、本講座に関する連絡は、お申し込みの際にご登録いただきましたメールへの連絡となります。

8 受講料

無料

9 自然災害等による中止

自然災害発生等、その他本講座を開催するにあたって支障をきたす事案が発生した場合、やむを得ず本講座を中止する場合がございますので、予めご了承ください。判断基準等は、本会ホー

ムページをご参考ください。本講座が中止になった場合は、お申し込みの際にご登録いただきましたメールアドレスにお知らせしますので、各自、受講前に必ず確認するようお願いいたします。

(本会HP : https://www.yamaguchicsw.com/new11_kennshu.ibento_top.htm)

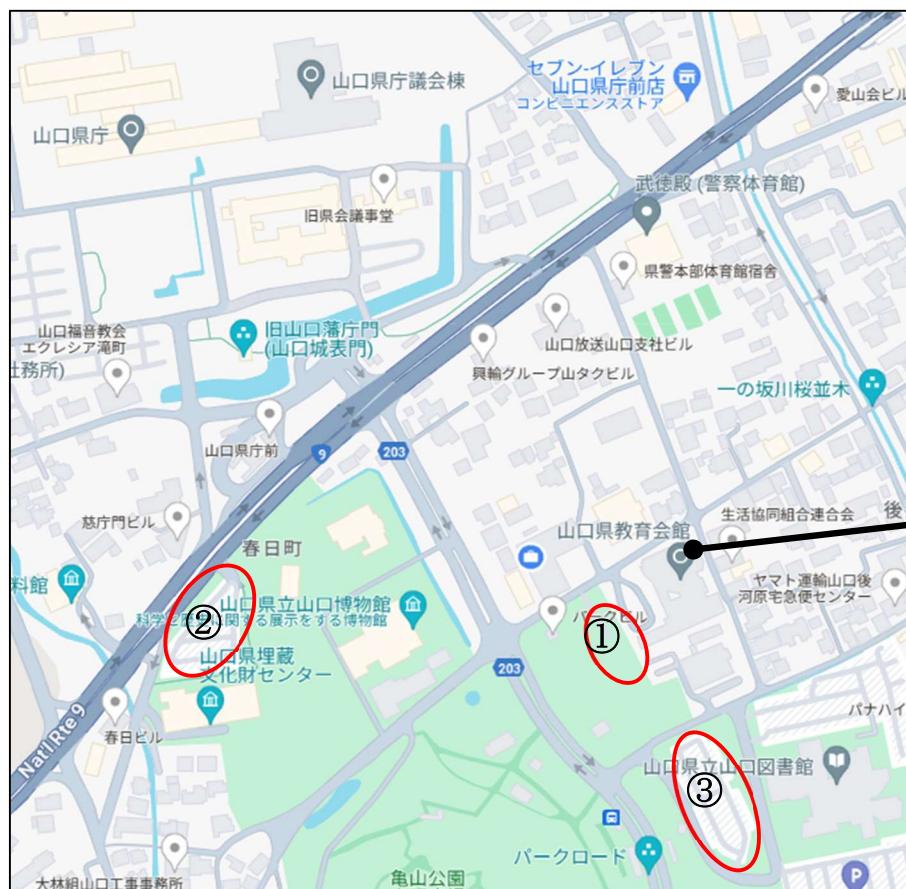
10 駐車場

山口県教育会館の駐車場が利用できない場合は、以下の臨時駐車場をご利用ください。

なお、臨時駐車場は、本講座専用駐車場ではありません。一般の方も利用されますので、満車の場合は、近隣の他の駐車場を各自でお手配ください。

【 臨時駐車場 】

- ① 山口県教育会館向かいの駐車場（亀山公園駐車場）
- ② 山口県埋蔵文化財センター前の駐車場
- ③ 山口県立図書館前駐車場（パークロード側）



会場

山口県教育会館

11 問い合わせ先

〒753-0072 山口市大手町9番6号 山口県社会福祉会館内

一般社団法人山口県社会福祉士会

こども権利擁護推進委員会

電話：083-928-6644

メール：yamaguchi-childadv@wing.ocn.ne.jp

別紙1 令和7年度子どもアドボカシー実践講座 プログラム

【1日目：10月18日（土）】

日時	講座名	講師
8：30～	受付開始	
9：00～9：05	開会挨拶	
9：05～9：35	山口県の子どもの権利擁護に関する動向と今後について	本幡一貴（山口県こども家庭課児童環境班/主任）
9：35～10：30	社会的養護を必要とする当事者の声	児童養護施設等退所者
10：45～12：15	社会的養護施設の子どもの思いとどう向き合うか ～児童養護施設に着目して～	岩城淳氏（社会福祉法人防府海北園／統括施設長）
13：15～14：45	アドボケイトの実際 (演習①・出会いの場面、傾聴)	福田みのり（山陽小野田市立山口東京理科大学/共通教育センター/准教授）
15：00～16：30	アドボケイトの実際 (演習②・傾聴、意見表明支援)	

【2日目：10月19日（日）】

日時	講座名	講師
9：00～	受付開始	
9：30～11：00	アドボケイトの葛藤とジレンマ (境界・利用者・多職種との関係性)	福田みのり（山陽小野田市立山口東京理科大学/共通教育センター/准教授）
11：15～12：45	子どもをエンパワメントするためには	
13：45～15：15	傾聴・自己覚知・記録の書き方	梅木幹司（至誠館大学 現代社会学部/副学長兼学部長）
15：30～16：20	子どもアドボケイト登録について	子どもアドボケイト
16：20～16：30	閉会式	

※内容につきましては、プログラムの一部が変更される場合もあります。

別紙2

【 山口県こどもアドボケイト登録要件・確認事項 】

- ① 子どもアドボカシー学会主催による「子どもアドボカシー基礎講座」、及び山口県・山口健社会福祉士会主催による「子どもアドボカシー実践講座」の両方を修了していること。
- ② 個人情報の取り扱いに関する誓約書を提出すること。
- ③ 山口県社会福祉士会権利擁護推進部こども権利擁護推進委員会及び社会的擁護の子ども権利擁護環境整備事業におけるスーパーバイザーからの助言・指導事項について、誠実に遂行する事。
- ④ 子どもアドボケイトとして活動し、活動報告書を提出するとともに、子どもアドボケイト定例会議に出席すること。
- ⑤ 山口県内に居住していること。
- ⑥ 以下の（i）～（V）に、いずれも該当しないこと。
 - (i) 児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設、児童心理治療施設、児童自立援助ホーム、ファミリーホーム、母子生活支援施設、障害児入所施設（福祉型・医療型）、一時保護所に入所または委託（一時保護委託を含む）されている児童の保護者や扶養義務者など親族の方、またはそれらの施設に勤務している者
 - (ii) 児童相談所に勤務している者
 - (iii) 里親等に委託されている児童の保護者や扶養義務者など親族の方
 - (iv) 里親として登録又は活動している者
 - (V) その他、児童の権利擁護や意見表明等支援において独立性が損なわれるおそれのある者
 - (vi) 過去または現在において下記項各号に該当する者

（参考　児童福祉法34条の20第1項）

- 一 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- 二 この法律、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律(平成十一年法律第五十二号)その他国民の福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- 三 児童虐待の防止等に関する法律第二条に規定する児童虐待又は被措置児童等虐待を行った者
その他児童の福祉に関し著しく不適当な行為をした者

※ ①の基礎講座及び実践講座を修了され、アドボケイトとしての活動を希望する旨の申し出があった方について、②から⑥の事項について確認ができた場合に、山口県の子どもアドボケイトとして登録されます。

※ 登録は年度更新制としており、指定した研修受講など更新要件を満たす必要があります。